# 北斗市立市渡小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月策定(令和4年4月見直し)

- ◎ いじめ防止基本方針策定の意義
  - ・いじめ防止基本方針を策定し、これに基づく対応を徹底することにより、教職員がい じめを抱え込まず、かつ、組織として一貫した対応をとることとなる。
  - ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及び保護者が、学校生活を送る上での安心感を持ち、いじめの加害行為の抑止につながる。
  - ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることで、いじめの加害者への支援 につながる。

## 1 市渡小学校の基本方針

- ◎子どもたち個々の成長を促し、楽しく過ごせるような環境を整える指導を充実させる。
- ◎「いじめ」を生まない土壌、「いじめ」を許さない職員と保護者の意志を学校・地域 に周知させる。
- ◎事案が発生したときには、「スピーディ」「丁寧に」なおかつ「組織的に」対処し、 解決を導き出す。
- ◎SNSやインターネットを介して行われる「いじめ」など、「いじめ」の新たな形について研修に努め、早期発見・早期対応に努める。
- 2 いじめ防止のための取り組み (いじめ防止対策推進法 第15,16条関連) … 別紙 1 <学校として>

#### (積極的指導)

☆全校朝会、学校だより、学級通信、保健だより等を活用し、「いじめ」について 「ゆるさない」「起こさせない」という意識を児童と保護者に定期的に伝えていく。 ☆児童アンケート等で定期的に子どもたちの交友関係や意地悪、いじめの実態がない かどうかを把握する。

☆相談箱等、不定期な事態に対応できるような処置も講じる。

#### <学級として>

## (積極的指導)

☆間違えた発言や、言動をからかったり、馬鹿にしたりする風潮を生まない経営を心がける。

☆お互いの長所や短所を受け入れ、認め合い、励まし合うような環境を整える。 ☆特別の教科道徳や教師の講話などを積極的に活用する。 ☆ささいに見える行為でも心理的被害を見逃さない姿勢で対応する。

## (対処療法的指導)

- ☆健康の記録、授業中で普段と違う様子が見られた場合は、声をかけるなどの手立て を取り、その困り感を把握する。
- ☆子どもたちとの日常の会話や掃除給食当番での子ども同士の関わり合いから 「疎外」や「嫌悪感」がないかアンテナを高くする。
- 3 いじめ未然防止・早期発見プログラム … 別紙2
  - ◎年度当初には組織体制を整えるとともに、年間指導計画を立てて学校全体でいじめ防止に取り組む。
- 4 事案が発生したときの取り組み … 別紙3
  - < 校内委員会「生徒指導委員会(いじめ等対策委員会)」の対応>
    - ・ 生徒指導委員会 + 当該学年の担任

## <取り組みの具体>

- ・事案の情報収集と整理・・・・(当該学年)
- ・事案の確認・・・・・・・・(当該学年+生徒指導部+管理職)
- 被害児童のケアの協議
- ・加害児童への対応協議
- ・保護者への対応(被害児童)・・・(必ず複数名での対応)
- ・保護者への対応(加害児童)・・・(必ず複数名での対応)
- ・関係機関への報告・・・・・・(管理職)
- ・職員への通知

#### 5 事案後の対応

- ◎週単位、あるいは隔週単位で被害児童に「その後」の様子について聞き取り、解消しているかどうかの把握を行う。解消している場合は、被害児童だけでなく、加害児童にも「よい行動になってきたね」等の声かけも行う。
- ◎把握した情報については、被害・加害児童の保護者に適切に伝え、今後とも家庭での 見取りなどもお願いし、学校と家庭の両方で見守っていくことを確認する。
  - ※「いじめの解消」~「いじめの行為が止んでいること」と「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の両方が満たされていること

# 6 重大事案について

- ◎金品の授受、暴行等の事案については、いじめ防止対策推進法 第28条に則って対応を行う。
- ◎28条対応とは「警察への通報」「加害児童の出席停止」を含む。

# 7 その他

「いじめ」は、取りも直さず「起こさせない」ことが最も大切である。「この程度なら ふざけっこだな」「遊びの延長だ」という教師側の一方的な判断を下すことをしてはなら ない。当該児童の心情に寄り添いながら、把握していくことを教師職員全体で確認したい。 また、教師の何気ない一言が、子どもたちに間違った行動を取らせることにもつながり かねないことを、私たち教職員は心に刻む。